



「景観まちづくり指針(案)」が確定しました!!

●平成26年3月から山鼻第12町内会・山鼻第18町内会を中心とした地域の皆さまと、意見交換を行いながら内容について検討してきた「景観まちづくり指針(素案)」に対する意見募集を行い、必要な修正を行った上で、第7回意見交換会に指針(修正案)を提示しました。参加者の皆さまと内容確認を行い、指針(案)として了承されました。

指針(素案)に対する意見募集(※裏面参照)

指針(素案)に対する多様なご意見が寄せられ、「みんなで取り組む景観まちづくり活動」に追加すべき意見をいただきました。

意見

・冬の一時期、郵政研修センターのグラウンドに藻岩山から見える歓迎イルミネーションが点灯していた。今後も事業者や地域が連携してこうしたイベントに取り組んではどうか。

指針(素案)の修正

「みんなで取り組む景観まちづくり活動」に以下の2点を追加しました。

- 3.冬ならではの景観づくり
「冬期間のイルミネーションの設置」
- 5.おもてなしの機運の醸成
「日本新三大夜景に選出されたことを受け、来訪者に向けた夜間景観の演出」

第7回意見交換会

「指針(修正案)の内容は、全体を通して良い」と合意され、指針(案)として了承されました。

指針(案)の確定

「景観まちづくり指針」のポイント

①対象区域

■(仮称)景観まちづくり推進区域

・指針が適用される区域です。

■景観形成誘導区域

・一定規模を超える建築物等は札幌市への届出を必要とする区域です(以下、届出対象となる行為の例)。

【建築物等】に関する行為

・高さ10メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転など

【広告物】に関する行為

・10平方メートルを超える屋外広告物等の掲出など



②目標・方針

藻岩山を地域のシンボルとした景観まちづくり

③基準や活動

■景観形成の基準(街並みのデザインコード) …以下の4つについて定めます

(1)みどり

(2)建築物等

(3)夜間景観

(4)広告物等

■みんなで取り組む景観まちづくり活動

・地域の皆さまと意見交換を重ねながら検討してきた「みんなで取り組む景観まちづくり活動」についても示します。

今後について

- 確定した指針(案)を公表します(平成28年4月1日付けで公表)。
- 景観まちづくり活動については、平成28年度も継続的に地域と協議しながら実現化に向けて取り組んでいきます。

なぜ(案)なのか?

- 本指針を支える仕組みを新たに制度化するため、平成28年度中に条例の改正を予定しており、所定の手続きを経て告示する予定です。(平成29年前半頃予定)
- 本指針に基づく届出協議については、告示後に運用を開始する予定です。

どのように公表するのか?

- 札幌市の公式ホームページや、以下の場所で閲覧可能です。
 - 札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課(札幌市役所本庁舎5階)
 - 山鼻まちづくりセンター
- (<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/romendensya26.html>)

指針(素案)に対する意見募集の結果概要

●指針(素案)を山鼻第12町内会・山鼻第18町内会区域の皆さんに配布の上、平成28年2月18日から3月2日までの期間で、指針(素案)の内容について「意見募集」を実施しました。実施概要といただいた主なご意見及びその回答は、以下の通りです。掲載していないご意見については札幌市のホームページで公開しています。

※下記の「項目」・「章」・「節」・「ページ」は意見募集の際に配布した指針(素案)の該当する箇所を指しています。また、指針(素案)は札幌市のホームページでもご覧になることができます。(http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/romendensya26.html)

調査対象:景観まちづくり推進区域(山鼻第12町内会・山鼻第18町内会の範囲)内の皆さまへ全戸配布
配布戸数:2,962部配布 **意見提出者数・意見数:**意見提出者47人、意見数90件

項目	章	節	ページ	意見分類	意見	回答
指針全般	-	-	-	全体的内容への賛同	皆様のご努力に敬意を表す。「景観まちづくり」へ大きな期待を持っている。大枠は賛成である。(他、類似意見3件)	■ 賛同意見
目的と位置づけ	1	(2)	2	連携した景観まちづくりの進め方	策定後は住民や町内会と市が連携して取り組んでいくことが必要なのではないか。	■ご意見の観点は重要と考えています。策定後は指針に定められた活動を行う場合など、地域住民等と札幌市が情報交換などを行いながら 連携して取り組んでいきます 。 ■福住・桑園通や環状通の景観形成誘導区域は、わかりやすい区域設定となるよう、 用途地域の用途界などを参考として区域を定めており 、この設定範囲において一定規模の建築物等を届出対象とすることで、 景観誘導の効果が得られる と考えています。ただし、今後運用していく中で、区域の変更について、地域としての 要望があれば区域を見直すことも検討 していきます。
対象区域	2	-	3	景観形成誘導区域の対象幅	福住・桑園通や環状通の景観形成誘導区域の対象幅を広くすべきではないか。	■ 賛同意見
目標方針	3	(2)	5	全体的内容への賛同	1~5の方針は全て良いと思う。	■ 賛同意見
	3	(2)	6		住環境の保全や向上など進むべき方向性は、とても期待し賛成である。	
景観形成の基準(みどり)	4	(1)	8	維持管理	水やり、草とり、枝葉の剪定といった、みどりの「維持管理」の観点も必要ではないか。(他、類似意見1件)	■植栽など、みどりの維持管理の観点は全市的に重要と考えています。当指針のP7に記載しているとおり、この基準は 札幌市全域における基準 (景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準)に加えて適用するものであり、その基準の中で「 景観の維持・管理に配慮する 」の項目を設けているため、本指針では記載していません。
同上(建築物等)	4	(2)	9	高さ誘導	店舗等の建築物に滞留空間を設けることは、大いに賛成する。	■ 賛同意見
同上(夜間景観)	4	(3)	11	照明の設置誘導	屋外照明の設置を促す範囲が広すぎるのではないか。また、設置費用はどのようになるのか。	■屋外照明の基準については、 共同住宅や店舗等を新築するときなどに届出者の協力を得ることで設置をゆるやかに誘導する基準 としています。そのため、 建築物を新築する等の機会をとらえるために 、景観形成誘導区域の全域を対象としています。
同上(広告物等)	4	(4)	12	広告物の誘導の必要性	広告物に対する基準を設けて、景観上良いものとするべきではないか。	■意見交換会やアンケートにおいて、 けばけばしい広告物に対する基準が必要という多くの意見 がありました。そのため指針では、広告に対する基準を設けており、新たに広告物を掲出、変更等するにあたり 届出協議が必要 になります。届出者と協議を行うことで指針の基準に基づき、ゆるやかに誘導を図っていきます。
みんなで取り組む景観まちづくり活動	6	(3)	12	シャトルバス乗り場での雪の演出	シャトルバス乗り場などで、雪を利用した演出をしてみてもどうか。	■ご意見の観点は重要と考えています。指針に記載している具体的な活動として、 地域住民等が一体となり主体的に取組む、冬ならではの景観づくりの活動を検討 していきます。 ■ご意見の観点は重要と考えています。今後、地域との協議の中で組織の 必要性について検討 していきます。
	6	-	12	専門家の関与	指針を推進するにあたり、推進組織などをつくり実効性を高める必要があるのではないか。	

※いただいたご意見等のうち、指針(案)の内容に関わるもの以外に関しては、関係係局等と情報を共有するなど、今後の参考にさせていただきます。

第7回意見交換会の主な検討結果(平成28年3月15日)

●意見募集の結果をふまえた「景観まちづくり指針案(修正版)」をもとに内容の最終確認を行い、了承されました。

景観まちづくり活動についての意見

みんなで「まち歩き」を、春先にやってみてはどうか。/指針ができることで、町内会同士、伏見小学校とが連携して花植え活動をしやすくなる。/電停周辺地区として、マップづくりは行いたい。/地域、事業者、行政などが連携していくことが大事。…など



※第7回で「指針」づくりの意見交換会は終了となりますが、今後も地域の景観まちづくりに対するご協力を宜しくお願い致します。

お問い合わせ

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 担当:山本(純)、山本(成)

TEL:011-211-2545 FAX:011-218-5113 URL:http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html



札幌市
02.005.16.438
28.2.321